

うきは市告示第104号

令和3年第3回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和3年6月2日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和3年6月11日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

組坂 公明君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
鑑水 英一君	熊懷 和明君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	伊藤 善康君
櫛川 正男君	佐藤 裕宣君
中野 義信君	

○6月14日に応招した議員

○6月15日に応招した議員

○6月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和3年6月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 議案上程(報告第1号から報告第3号まで3件、議案第31号から議案第35号まで5件、請願第1号1件、陳情第1号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(厚生文教常任委員会)
- 日程第7 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第2号 自動車学校特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第10 議案第32号 令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第33号 財産の取得について
- 日程第12 議案第35号 うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 請願・陳情の委員会付託(請願・陳情文書表)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 議案上程(報告第1号から報告第3号まで3件、議案第31号から議案第35号まで5件、請願第1号1件、陳情第1号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(厚生文教常任委員会)
- 日程第7 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第2号 自動車学校特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について

日程第10 議案第32号 令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第33号 財産の取得について

日程第12 議案第35号 うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）

出席議員（13名）

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鎌水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長兼浮羽市民課長			吉松 浩君
監査委員事務局長	佐藤 重信君	会計管理者	松岡 美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君		
税務課長兼徴収対策室長			大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君

住環境建設課長 村岡 薫君 都市計画準備課長 緒方 寧君
水資源対策室長 瀧内 宏治君
うきはブランド推進課長 樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長 石井 太君
学校教育課長 井上 理恵君 生涯学習課長 石井 孝幸君
自動車学校長 高木 慎君 総務法制係長 宮崎 哲工君
財政係長 竹上 欣宏君 上下水道工務係長 川原 大輔君

午前9時00分開会

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） これより令和3年第3回うきは市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に12番、櫛川正男議員、13番、佐藤裕宣議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（中野 義信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月11日から6月22日までの12日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月11日から6月22日までの12日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（中野 義信君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧ください。

3月19日に、うきは市土地開発公社の理事会が開催されております。

以下、各会議等が開催されておりますので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼申し上げます。

本6月定例会は、補正予算や条例改正などに関して御審議をお願いするわけですが、3月定例会閉会以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 義信君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（中野 義信君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第1号から報告第3号まで3件、議案第31号から議案第35号まで5件、請願第1号1件、陳情第1号1件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（中野 義信君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和3年第3回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

一昨年12月に中華人民共和国に端を発した新型コロナウイルス感染症は、世界に感染が拡大し、日本でも昨年1月に初めて感染が確認されました。既に1年半を経過した現在も収束することなく、拡大傾向が続いております。現在、第4波となる感染状況は、これまでと違って、イギリスで最初に検出された感染力が強い変異株の割合が全国で8割となり、従来株から置き換わっている状況であります。併せて、インドで最初に検出された変異株は、イギリスの変異株よりさらに感染力が強いとされ、海外で感染が広がりつつありますが、東京都内でもクラスターが発生する状況となっております。日本においても水際対策を行っておりますが、今後、変異株による感染拡大が危惧されるところであります。

福岡県の感染状況につきましては、4月から感染者数の増加が顕著となり、1月の緊急事態宣言時を上回る状況となりました。このことから政府は、5月12日から5月31日までを期限とする緊急事態宣言を福岡県に発令をしました。県内では、現在、感染者が3万4,000人を超え、5月の感染者だけで1万人を超えております。筑後地区におきましても、4月と5月の感染

者数が急増しております。うきは市では、令和2年12月末の感染者は13名でありましたが、今年になって51名、そのうち4月と5月の2か月で32名の感染が確認され、現在、64名となっております。感染者数は減少傾向にあるものの、病床は依然として逼迫した状況が続き、医療供給体制は予断を許さない状況にあります。また、変異株による再拡大を封じ込める必要もあります。これらの状況を鑑み、緊急事態宣言が6月20日まで延長されたところであります。

一方、ワクチン接種につきましては、5月6日に65歳以上の皆さんの予約受付を開始いたしましたが、電話回線が一時混雑し、市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。5月16日から開始しましたワクチンの接種につきましては、現在、順調に進んでいるところであります。なお、接種時間の延長及び新たに夜間接種の対応を追加し、7月末までには65歳以上の方の接種を終了する予定となっております。これから一般の方への接種を進めていくこととなりますが、ワクチン接種を希望される市民の皆様全員の接種を1日でも早く終了できますよう、最大限の取組に努めてまいります。

さて、6月に入りまして梅雨の季節となりました。今年の九州北部の梅雨入りは5月15日頃で、平年より20日、昨年より27日早くなっております。統計史上2番目に早い梅雨入りとなっております。

また、5月20日には災害対策基本法が改正され、これまでの避難勧告と避難指示は避難指示に一本化され、新たな避難情報に変更されました。法律が施行された5月20日に筑後地方は大雨となり、15時20分にうきは市に土砂災害警戒情報が発令されました。うきは市は、改正された災害対策基本法に基づき、15時30分に警戒レベル4の避難指示を発令したところであります。

例年より早い梅雨入りでありましたが、梅雨明けは例年と変わらないとも言われております。地球の温暖化や気候変動によって、豪雨災害がいつどこで発生するかは予測できません。特に梅雨末期の雨には、十分警戒を強めていく必要があります。そのためには、ふだんの訓練と備えが何よりも重要であると認識しておりますし、郷土を保全し、市民の皆様の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は行政上、最も重要な施策であります。今後とも、災害に強いまちづくりを推進し、防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

また、災害時の避難につきましては、新型コロナウイルス感染対策の避難所開設マニュアルに基づきまして、感染防止に努めてまいりますとともに、ワクチン接種につきましては、影響を受けることも想定されますが、できる限り遅れることなく、計画に沿って進めてまいりたいと考えているところでございます。

ところで、内閣府が国全体のマクロ経済の状況を明らかにし、景気判断の基礎資料として、四半期ごとにGDP速報を発表しております。6月8日に発表された数値では、今年1月から3月

期の国内総生産の物価変動を除いた実質GDP成長率は、前期比マイナス1.0%で、年率換算ではマイナス3.9%となっております。名目GDP成長率はマイナス1.3%、年率換算ではマイナス5.1%となっております。1月に発令された緊急事態宣言の影響で、内需の柱である個人消費が冷え込んだことが大きく影響しております。

また、内閣府が5月26日に発表しました景気に関する政府の公式見解である月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部では弱さが増しています。先行きとしては、感染拡大の防止策を講じる中で、各種施策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。しかし、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるとしております。現在、6月20日までの三度目の緊急事態宣言が発令されている中で、次の4月から6月期のGDP成長率にも新型コロナウイルス感染症は大きな影響を及ぼすものと思われる、経済の回復にはまだまだ相当の期間が必要かと思われま。

うきは市では、新型コロナウイルス感染症対策によって収入が大幅に減少した世帯や事業者等に対する緊急経済支援を昨年度から継続して実施しております。また、国、県が実施する支援策の支援手続につきましても、支援を行っているところであります。今後、感染の収束に向け、ワクチン接種を早期かつ着実に実施することで、コロナ後の1日も早いうきは市の地域経済の回復に努めることが重要であると、このように考えております。これらの新型コロナウイルス感染症の収束に向けての取組や事業の実施に当たりましては、議会との連携が重要と思っております。引き続き、議員の皆様のご協力の下、事業の推進を図るとともに、コロナ後の日常生活を取り戻し、将来像でもあります「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」を目指しまして、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、御協力を賜りますよう、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件1件、予算案件2件、その他の案件2件の計5件と、報告案件3件となっております。

まず、報告第1号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項総務管理費ほか、計47事業につきまして、令和2年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第2号は、自動車学校特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

1款1項学校管理費の1事業につきまして、令和2年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告をするものでございます。

報告第3号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告をするものでございます。

議案第31号と議案第32号につきましては、令和3年度補正予算についてであります。

議案第31号は、令和3年度うきは市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億2,282万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ160億2,741万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金7,954万3,000円、県補助金1,267万9,000円、雑入1,850万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1,877万円、民生費では児童福祉費3,133万1,000円、商工費では商工費6,605万6,000円、災害復旧費では文教施設災害復旧費1,231万9,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第32号は、令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出の総額に変更はございませんが、債務を負担する行為を定めるものでございます。

議案第33号は、財産の取得についてであります。

消防タンク自動車1台を取得するものでありますが、予定価格が2,000万円以上の財産取得となりますので、地方自治法第96条第1項第8号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号は、うきは市道路線の認定についてであります。

うきは市道路線の認定1件につきまして、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号は、うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用者等に関する法律の改正によりまして、うきは市手数料条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（中野 義信君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申出があっておりましたので、その調査報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） それでは、委員会調査報告書。

令和3年第1回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管の事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

記。I、認定こども園に関する調査。

1、調査期日、令和3年4月15日（木）。

2、調査場所、社会福祉法人遊林福祉会、幼保連携型認定こども園遊林愛児園。

出席者、厚生文教常任委員会7名、福祉事務所長、保育所係長、遊林愛児園長、議会事務局、計11名。

調査目的、遊林愛児園は、昭和24年5月5日に開園した私立の保育園である。平成20年4月1日、認定こども園、平成27年4月1日、幼保連携型認定こども園となった。この間も平成11年5月12日、子育てサークル「ゆうりんランド」を開園し、翌年4月1日には、旧浮羽町より委託を受けて、浮羽町地域子育て支援センター「遊林ランド」を事業化、平成14年、浮羽町地域子育て支援センター「遊林ランド」を竣工し、平成17年に、うきは地域子育て支援センター「遊林ランド」と名称を変更した。

しかし、旧園舎は昭和49年に建設され、45年以上経過し、老朽化が進んでいた。また、保育園から認定こども園へと時代の変化に応じ、受入れを拡大したことから、保育室の増設や活動するスペースの拡大が必要となっていた。そこで建て替えが必要となり、今回の新園舎改築となったものであり、令和2年に建て替えが完了している。委員会として、新園舎となった児童の健全育成と福祉向上を図る施設である遊林愛児園の現状を調査することとした。

5の調査結果につきましては、調査結果の内容、施設概要及び入所実績、遊林愛児園の特徴、主な質疑については記載のとおりでございます。

6、所見、遊林愛児園では、6月1日現在、ゼロ歳児4名、1歳児19名、2歳児25名、3歳児17名、4歳児38名、5歳児26名を受け入れ、充実した保育・教育で、うきは市の幼児教育に寄与しています。新しくなった施設は、新型コロナウイルス感染症が流行する前の設計であったが、ランチルーム、WC、荷物入れなど、最新の施設にされていました。また、安全面を考え、角が丸くなっていることだけでなく、部屋の鍵が全て高いところにあり、園児の手が届かないように工夫してあったり、サッシも下の部分は子供がぶつかっても割れにくいように、二重にアルミ板が貼ったりしてありました。

教育・保育の理念として仏教教育を掲げ、花祭りや盆踊りなどの行事や仏典童話などを通して、全ての命の尊さ、感謝の気持ちの心や慈しみの心、あるいは忍耐、自立、努力などの大切さを伝

えながら、子供たちの豊かな情操を育てることに力を入れてあり、ほかの保育所では見られない本法人ならではの独自の理念だと感じました。

そして、夏期の期間に水泳専門のコーチを招き、子供たちを水の事故から守るための水泳指導を12.5メートルのプールで行い、そのほかにも音楽教室ではリトミック、運動教室ではコーディネーショントレーニング、英語教育ではECCというように、4歳から5歳児を中心に専門の先生を招き、教育を行っています。さらに食育では、野菜の収穫体験等も取り入れ、野菜作りを通して食を受ける感謝や喜びを知らせています。同じ敷地内には、遊林学童保育所「遊林クラブ」を有し、異年齢児交流も行っています。このように子供たちにとっても大変恵まれた環境の中での保育が期待されます。

以上、厚生文教常任委員会からの報告とします。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 報告第1号

○議長（中野 義信君） 日程第7、報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 皆さん、おはようございます。企画財政課の山崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元に報告第1号の繰越計算書の分と、もう一つ補足の説明資料がございます。併せて御覧いただきたいと思ひます。

それでは、報告第1号を読み上げますので、よろしくお願ひいたします。

報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和2年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。令和3年6月11日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、2ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書については、昨年12月議会なり今年3月議会等で繰越明許費の議

決をいただいたところでございますが、今回、令和2年度から令和3年度への繰越額が確定しておりますので、これを報告するものでございます。なお、表中左から4列目の金額は、令和2年度中に繰越明許費として議決をいただいた金額、その右の翌年度繰越額は、実際に繰越しになった確定額になります。款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げまして、財源内訳については省略をさせていただきます。併せて、今回47件ございますので、なるべく簡潔に説明をさせていただきますたいと思っております。

まず、2款1項、庁舎管理費1,166万円、西別館トイレ改修工事分になります。次に、電子自治体推進事業3,113万円、こちらは地域イントラネット伝送路網の撤去工事分になります。次に、コミュニティセンター管理費3,326万8,000円、コミュニティセンターのトイレ改修工事費等の分になります。次に、地方創生推進事業費2,000万円、総合観光プロモーション事業委託料分になります。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） せっかくですけど、これ、47項目、省略をいただけないでしょうか。もう、皆さん見ていると思います。資料を頂いてましたから。ちょっと皆さんに諮っていただけませんか。

○議長（中野 義信君） そういった意見が出ておりますが、そういうことでよろしいですかね。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） そういうことで、説明をお願いします。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 全ては説明していただかなくても結構なんですけど、款項目の幾つかだけは、なぜかという理由を教えていただけないですか。

○議長（中野 義信君） それは質疑の中で主にしてもらえばいいんじゃないかなと思います。
4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 質問でいい、はい、分かりました。じゃあ、質問のほうに回します。

○議長（中野 義信君） はい、そういうことでお願いします。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 全体だけ言わせてください、トータル。説明はちょっと今、御意見等も踏まえまして省略しますが、トータルで翌年度繰越額の合計は47件、12億4,567万7,000円となっております。

説明は以上となります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 2番、組坂でございます。一応説明は省略ということで、これっ

て、議員だけじゃなくてユーチューブなんかで市民も聞いてるんですよ。できましたらなら、この資料をホームページに上げていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） ただいまの御意見については、ホームページのほうに上げていきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 2つお願いがあります。

1つは、今回、相当額の繰越しということで、特に12月に災害関係の繰越しを行った以降、3月にそれ以外のものがなされ、その幾つか大きなところは、やはりコロナ関係だろうと思っております。これは時期を明確にするということじゃないんですけど、繰越しした事業が、その後、どうなってるかということが大変重要になってくるだろうと思っておりますので、どういう時点かというのがあるかと思えます。それぞれの事業の遂行状況によって違うと思うんですけども、議会のほうにきちんとそれぞれの事業について、どういう状況かということ、進行状況について報告を必ずいただきたいということを改めてお願いをしたいということが1点目。

それから、今回はいずれにしても調製ということで、基本的には問題ないわけですけども、ちょっと気になっていることだけ、1点だけお尋ねしたいのが、3ページに10款2項、3項で、小学校と中学校で営繕工事費というのがあるんですよ。これはたしかコロナ対策で網戸だったと思うんですね。これが実はなかなか進んでないという、これは今の時期、ちょっとどうだと思っておりますけど、進行状況が分かっていたら、それだけ1つ教えていただけないかということです。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） ちょっと全体的なことになります。一応今年の12月なり3月で、繰越しの承認をいただいたところです。そして、執行が済んでいる分はもう、その分は引いて、執行ができてない分を今回、繰越しの計算ということで議会のほうには報告をしている分でございます。

進捗状況ですね。最終的には来年、決算のときに報告という形になるかと思えます。全ての事業が、いろいろ事業によって進行状況は違いますので、今時点とかそういうのはなかなか把握が難しゅうございますので、全体的には来年の決算のところで報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（中野 義信君） あと1点は、小・中学校の営繕工事費のことが出てたですね。学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課の井上でございます。

網戸については、今はまだ出来上がっては、完成しておりません。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 確かに進行状況を随時報告するというのはね、途中の事業の経過も含めて難しいところがあるというふうに思います。

改めて、それぞれの項目について、今、例えば学校教育の話をしましたけれど、こういうのがどういうスケジュールで進んでいくのか。全体で12億円ですよ。災害関係が5億円近くあったと思いますので、そういう意味で言うと、特にコロナ関係もそうですけれど、対策がどうなってるのか。時期にきちんと間に合っているのかどうかということが大事な点だというふうに思うんですよ。そういう意味では、繰越したから、それであとは決算まで待ってくれというのは、ちょっと言い過ぎじゃないかなという気がするんですけど、どうですか。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 災害関係については、期間が結構かかっている、かなり大きな災害も起きております。それから、コロナ対策等については、3月補正のほうでお願いした部分等が多くて、実質、今年度している部分が大部分かと思っております。

それから国、県の事業の関係も、補正予算で後からついてきている分があって、執行状況があまり令和2年度中には実質できない部分が多くなりまして、結果的に今年度にとということになっております。そういうことで、なるべくそういった事業の趣旨に沿うように、なるべく早く事業を完了できるように、それぞれ所管のほうで頑張ってもらいたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） せめて入札が終わったかどうか。そうすれば、逆算すれば、工事の完了の大体の目安がつくと思います。先ほどの岩淵議員からの質問からすれば、網戸の件は2回入札が流れたということのままで、本年度、時期を考えれば今の時期しないと、あまり意味がないのかなということ踏まえて、せめて入札が成立した場合等の報告は、全協とかではお願いできないんでしょうか。

○議長（中野 義信君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） お二人の議員から、進捗状況についての御質問をいただいているんですけど、本当に気になるころではあると思いますし、これはもう、繰越事業に限らず、現年度予算にしても同じことではないのかなというふうに思います。できるだけ必要な部分というのは、全員協議会の中で現在も報告をさせていただいておりますので、そういうことで継続をさせていただきましても、全体的な決算については、やはり決算審査の中で御報告をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。6番、鍮水議員。

○議員（6番 鍮水 英一君） この繰越し、トイレの工事の繰越しが出ておりますが、私、3月

にね、多目的のトイレにつき、ちょっと質問をしております。たまたまこういうトイレが繰越しになっておりますので、多目的トイレ、これは元で言う身障者用トイレかな。これ、専用を使うような国のほうの方針があつておりますので、その点はどのような工事の進捗をしていくのか、お聞きしておきます。当初のままの設計のまま行くのか、それともその辺を考えていただいて、少しでも改修できるのか、お伺いします。

○議長（中野 義信君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 鍮水議員のほうからは、3月議会の中でバリアフリートイレの件で御質問いただいたところでございます。その後、私たちもその内容について確認をさせていただきまして、現在行っておりますのが、バリアフリートイレ、主に障がいをお持ちの方であるとか、そういった方が使われるトイレなんですけども、このトイレがそれ以外の目的で使われて、本来使うべき人たちが使えていない現状があるということで、それを改善するための法の改正ということで捉えさせていただいております。

そういうことで、全ての公共施設の公衆トイレの中で、多目的トイレ等でそういった目的で設置をさせていただいたトイレには、国のほうが準備をしておりました、もう、目的以外に使わないでくださいねというようなチラシをラミネート加工してトイレのドアに貼りつける、全て貼りつけさせていただいております。

あと、多目的トイレという表示に関しては、2か所ほどありましたけども、それについてはちょっとまだ保留をさせていただいております。まずはそういった本来の目的で使われるような形で対応をさせていただいているというところです。

あと、施設の改修面等につきましては、それぞれの施設、改めて改修をする際等には、そういった法にのっとり、きちんと対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 繰り返しになりますけど、47の繰越明許、例年になく、えらい残つとる、それを繰り越したということで、本年も158億円の予算執行をしなければならない中で、やっぱりスケジュール管理、単年度のスケジュール管理や繰越明許だけは、これは今年にするのが原則でしょう。今回もコロナ禍でいろいろ対応ができんやったり特別の場合は、また繰り越されるというお話は聞きましたけど、47全て繰り越されるやらと思っておりますのですね。また、今のコロナ禍の収束が早期なら対応が可能なのか、このまま延々にするなら、また繰越しができるのか。そうすると、やっぱりスケジュール管理というのをきちっと出すべきだろうと。僕はこの報告のときに承認はしました。承認はしましたけど、この報告のときに、この1年でこういったスケジュールでやっていきますよというのは、やっぱり持つべきだろうと思

ますので、そこは早期の対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今回、件数が非常に多くなつてゐるのは、1つは、事業が分かりやすいように、ちょっと事業を細分化して表示してゐますので、例年よりもちょっと件数的には多く表示をされておゐます。ちなみに過去数年、調べてみたんですけど、平成30年が今回よりも多い16億円ぐらいの繰越しが出ておゐます。そういうことで、それにしても10億円を超える金額になっておゐますので、それぞれ所管のほう、現年度の予算の分も持つておゐますので、それぞれ所管のほうでスケジュール管理していただひて、この事業を円滑に進めていきたいということでお考へておゐます。

今回、3月補正に計上した分がかなりござひまして、そういうことで、例年よりも多めの繰越しになつておゐるというようなことでお考へます。コロナ対策をしっかりやり上げるためにも、きちんと年度内に完了するようにやっていきたいとお考へておゐます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） お尋ねをいたします。

繰越明許が非常に多いということですが、建築関係の人からちょっとお聞きしましたが、今、外材等も入りにくい状況で、非常に高騰しておゐるというようなことをお聞きし、工事が遅れがちにあるというようなことを聞きましたが、そういう関係もあるのか。

それと、入札時の価格は材料が非常に高騰しておゐるということですが、変わりはないと思ひますが、金額に変更等はあるのか。その点をお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課、村岡です。よろしくお願ひします。

建築資材のほうですね。工事を進めておゐる中で、やっぱり一部入りにくい材料があるというのは聞いておゐます。それがすみません、価格が高騰しておゐるかということまで、よく把握できてないところではありますが、現在のところ、それが工期に大きく影響するかというと、そこまではちょっと聞いておゐませんので、適宜ですね、業者のほうとよく連携しながら調整していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

日程第8. 報告第2号

○議長（中野 義信君） 日程第8、報告第2号自動車学校特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 報告第2号自動車学校特別会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和2年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したもので、同項の規定により報告する。令和3年6月11日提出。うきは市長高木典雄。

2ページをお開きください。

1款1項一般管理費、トイレ整備工事等、自動車学校のトイレ改修工事分になります。

1,659万9,000円となっております。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

日程第9. 報告第3号

○議長（中野 義信君） 日程第9、報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 都市計画準備課の緒方でございます。よろしくお願ひします。

議案書1ページをお開きください。

報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について別紙のとおり報告する。令和3年6月11日提出。うきは市長高木典雄。

お手元に本年4月23日開催の第2回理事会議案並びに3月19日開催の第1回理事会議案の資料を配付しております。経営状況の説明は、第2回理事会の事業報告及び決算の承認のほうで説明します。

では、第2回理事会議案の3ページをお開きください。令和2年度の事業報告です。

三春工業団地について、昨年度、未売却地1万7,092平米の維持管理を行っております。

主な事業として、水源調査を実施しております。

続いて、4ページの財産目録です。

普通預金424万3,893円、定期預金500万円、完成土地等1億4,368万9,490円、資産合計1億5,293万3,383円です。負債合計1,100万円、差引純財産が1億4,193万3,383円です。

5ページをお開きください。現金及び預金明細表です。

普通預金と定期預金の合計で924万3,893円です。

続いて、6ページの貸借対照表です。

初めに資産の部です。流動資産として、現金及び預金924万3,893円、完成土地等1億4,368万9,490円、合計1億5,293万3,383円です。固定資産はありません。資産合計1億5,293万3,383円です。

次に、負債の部です。流動負債として、水源調査のための短期借入金1,100万円、固定負債はありません。負債合計1,100万円です。

次に、資本の部です。資本金として、基本財産500万円、準備金として、前期繰越準備金1億3,696万5,181円、当期純利益マイナス3万1,798円で、内訳は7ページで説明いたします。

以上を通算して、準備金合計1億3,693万3,383円、資本合計1億4,193万3,383円です。負債資本合計1億5,293万3,383円です。

7ページをお開きください。損益計算書です。年間の収益と費用の状況を示すものです。

まず、1の事業収益、2の事業原価については該当ありません。

次に、3の販売費及び一般管理費54万80円。内訳は10ページの決算資料で説明いたします。事業利益は事業収益、事業原価、販売費及び一般管理費を通算したマイナス54万80円です。

4の事業外収益として、受取利息616円、雑収益50万7,666円、合計50万8,282円です。

5の事業外費用はありません。

経常利益は事業利益、事業外収益、事業外費用を通算したマイナス3万1,798円です。当期純利益も経常利益と同額です。

続いて、8ページのキャッシュ・フロー計算書です。現金の流れを示すもので、末尾の現金及び現金同等物期末残高は、5ページの現金及び預金明細表に一致し924万3,893円です。

続いて、9ページの短期借入金明細表です。水源調査分として、うきは市土地開発基金からの借入金1,100万円です。

続いて、10ページの決算資料です。

初めに、収益的収入です。一番右の収入済額の欄を御覧ください。

1の事業収益ゼロ円。2の事業外収益、預金利息616円、その他の雑収益50万7,666円、これは未売却地の一部を資材置場として貸し付けた収益です。合計50万8,282円です。

次に、収益的支出です。一番右の支出済額の欄を御覧ください。

1の事業原価ゼロ円。2の販売費及び一般管理費です。1の人件費、報酬7万5,600円は、理事会出席などに係るものです。次に、2の経費、旅費ゼロ円、需用費4,680円は草刈りに係る燃料費です。使用料・賃借料3万9,600円は、インターネット企業情報サービス利用料です。委託料ゼロ円。公租公課費42万200円は、未売却地に係る固定資産税です。

以上、販売費及び一般管理費の合計が54万80円です。

次に、3の事業外費用ゼロ円、4の予備費ゼロ円。

以上、収益的支出合計は54万80円です。

11ページをお開きください。資本的収入と資本的支出です。

資本的収入は、水源調査分の短期借入金収入済額1,100万円です。

次に、資本的支出は、1の土地造成事業費として、水源調査の実績額として支出済額1,005万6,200円です。2の短期借入金償還金、3の予備費ともにゼロ円で、資本的支出合計1,005万6,200円です。

続いて、12ページの資本金明細表です。

うきは市から土地開発公社に出資した基本財産500万円です。

13ページをお開きください。令和2年度完成土地明細表です。

3の工事費について、令和2年度実施の水源調査分の増加高1,005万6,200円の変動があり、期末残高として、未売却地の面積1万7,092平米について、その帳簿上の価格が1億4,368万9,490円となっております。

14ページには、監査意見書を添付しております。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） この三春の土地ですね。これ、現在、売却の見込みはあるのか。今、どういう状況か教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 三春工業団地につきましては、昨年度から数件の引き合い

がっております。結果的には売却には至っておりませんが、現在においても、問合せ等がございまして、それに対応している状況です。そういったものを売却に結びつけるように丁寧に対応していきたいというふうに思っております。また、いろんな企業のPRをする立地フェアとか、そういうものにも積極的に参加して、三春工業団地のPRというか、誘致できるように努めているところでございます。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） これ、三、四年前もこの土地開発公社はもう、解散するべきじゃないかという提案をさせていただいたことがあります。そのときも、バブル時のときは、議会に諮らないで安価で土地を取得できて、銀行からお金を借りれることが容易やったんですね。徐々に地価が上がっていくと、そういうメリットがあったんですけども、バブル崩壊後は、もう、あまりメリットがないんですよ。デメリットばかりなんです。もう、土地を購入しても土地は下がると。リーマンショック、コロナの関係でもそうですけれども、土地はどんどん下がる一方。しかし、簿価はありますので、簿価は年々少しずつ増えていきますから、なかなか売却に結びつかないというのが現状じゃないかというふうに思います。

そこで、三、四年前に質問したときは、うきは土地開発公社の解散を求めたんですけども、その当時は、この土地が売れたら解散しますと、そういう答弁でございました。しかし、なかなか売れないというのであれば、簿価が上がるだけでございますので、ここで思い切って解散したらどうかという提案でございまして。そこで伺いたいのは、今、解散すればどういうメリット、デメリットがあるのか、そこをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 土地開発公社、今、解散した場合のメリット、デメリットについて御質問ですけれども、公社としても残る未売却地1筆、これを売却できましたらならば、その時点で解散ということで考えておりますので、一刻も早くその状態に持っていけるように努力しようというふうに考えているところでございます。

一長一短、メリット、デメリットというのは比較ということをつくっておりませんが、まずは一刻も早く売却して、公社を解散するというのが最大のメリットであると考えておりますので、まずはそこに向けて一生懸命頑張っていきたいというふうに考えております。ですので、デメリットについては、公社が続いていること自体が、ある意味、大きなデメリットとして捉えておりますので、まずはそういった認識で考えているところでございます。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 答弁はよく分かります。毎回そういう答弁でございまして、何とか売却を進めたいと。しかし、頑張ってもなかなか、水道、井戸水関係もそうでしょうけれ

ども、いろんな要素があつてなかなか売却ができないというのが実態なんですね。ですから、これ以上、簿価を増やすんじゃないでして、もう解散をして、そして、例えば、太陽光パネルを市のほうで設置するとかですね。何かそういうほかのやり方も考えないかんとじゃなからうかと。一般財産にしてですね。そういう気持ちを持っておりますので、どうか、まず、今、解散すればどういふデメリットがあるかということをちょっと調べて、後でいいですから報告をお願いしたいと思います。その報告ができるかどうか。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） デメリットにつきましては整理いたしまして、報告できるようなものがあれば、報告させていただきたいというように思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） それじゃあ、1点確認させてください。私も櫛川議員とともに4年間ですかね、この事業に、開発公社の事務に携わっておりました。

それで、3ページですね、ずっと懸念されるし課題となっていた水源ですね。未売地の水源、ROKIとの関係もありますけど、1,000万円余のここに決算で、資本的支出で上がっているこの金額をかけて調査をいただきましたですね。その結果を皆さんに説明いただけませんか。今、よろしくをお願いします。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） ROKIに対する水の確保というのは、ROKI福岡が福岡に、当工業団地に立地されたとき以来の課題となっておりました。そのときになかなか良質の水が出なかったことから、一部というか、ろ過して使われているような状態もありましたので、一刻も早くいい水を確保するというのが約束事項になっておりました。

そこで、令和2年度ですね、地下水の調査を実施いたしました。結果として、ROKIの敷地内にあるところに調査口を設けまして掘ったところ、水の水量について確保することができるという調査結果になりました。また水質についても、一部、若干基準値に、少し藻臭というか、するようなところも見受けられましたけど、それもきちんとROKIに御説明した上で、使用に足り得る水質という結果が出ております。そういったものをROKIについても御説明申し上げて、結果、水量、水質ともに確保というか、いい結果が出ましたので、事業計画、令和3年度において、井戸を掘るところを予算計上させていただいております。したがって、調査結果に基づき、今年度、令和3年度、井戸を掘るところで、そういった水の問題については一定の解決ということを図ってまいりたいというふうに考えております。そういった状況でございます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 水の問題は解決したという報告でございましたので、結果とし

てよかったというふうに思います。

それで、今、次年度の、令和3年度の説明はございませんでしたけども、今、課長のほうからありました、新年度の6ページのほうですね。最後のページから2枚目の表ですけど、700万円のさく井工事、この調査に基づいて井戸を掘るという今説明でしたですかね。これは1か所ですか、ROKIの関係。そすと、あと未売地の関係。これは、水源はちょっともう忘れちゃったけど、どこからか延長して持っていく、排水をするような話と、ROKIはこれで確保できたということですけど、その辺もちょっと新年度の700万円のさく井工事も含めて、いま一度お願いいたします。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 3年度予算の700万円につきましては、これはROKIの敷地内で掘る1か所の予算でございます。

それから、未売却地につきましては、現在の緑地帯に設置しております井戸——給水設備ですね、これは今、森永食研に管理してもらってますけれども、そこからの未売却地については、給水を考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

先ほど説明がありました、10ページの決算資料の中の収益的支出の2番、販売費及び一般管理費、1、人件費ということで、報酬が15万円で7万5,600円の支出があって、内容は理事会等の出席ということでありましたけれど、この土地開発公社、今日頂いた資料を含めて、いわゆる人件費というのは全然上がらない、上がってこないんでしょうか。もしそうなるですと、このような議案書等は誰がどのような経費をかけてというか、誰が作ってあるのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 御説明しましたとおり、報酬につきましては、理事会の開催に係る分として理事の方にお支払いしているものでございます。

こういった資料の作成については、都市計画準備課の職員でもって、事務的な作業については行っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

日程第10. 議案第32号

○議長（中野 義信君） 日程第10、議案第32号令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。ここでちょっと申し訳ありませんけど、議事日程の資料の中に、第2号ということを書いておりますので、これは第1号ということでは訂正をお願いしたいと思っております。申し訳ありませんでした。議事日程の資料です。

それでは、説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） それでは、下水道事業会計の補正予算について説明させていただきます。補正予算書の最後のページになります25ページ目をお開きください。

議案第32号令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、令和3年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為、第2条、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、浮羽・吉井浄化センター改築工事。期間、令和3年度から令和4年度まで。限度額2億400万円。令和3年6月11日提出。うきは市長高木典雄。

こちらにつきまして、浮羽・吉井浄化センター改築工事につきましては、浄化センターの施設の延命化を図ることを目的とした工事でございます。今年度、当初予算におきまして、5,100万円を計上しておりますが、6月3日の全員協議会のほうで御説明しましたとおり、令和4年度実施予定分と合わせて発注することとなりましたので、今回、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第33号

○議長（中野 義信君） 日程第11、議案第33号財産の取得についてを議題とします。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。よろしくお願いいたします。

議案書の2ページをお開きください。

議案第33号財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。
令和3年6月11日提出。うきは市長高木典雄。

1、取得する財産の表示、消防タンク自動車1台。

2、取得価格、2,681万6,420円。

3、契約の相手方、住所、福岡県久留米市梅満町136番地5。氏名、株式会社倉重ポンプ商会。代表者、代表取締役、倉重功。

4、契約の方法、指名競争入札。

本議案につきましては、平成3年10月に購入した本部1号車の消防タンク自動車が老朽化したため、消防車両更新計画に沿って買い替えるものです。入札に当たりましては、消防車両の販売業者として、市の指名登録名簿に登録された業者から5社を選定し、指名競争入札で実施しております。取得価格につきましては、入札金額に消費税及び地方消費税、自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル料金を加算した金額となっております。なお、本車両につきましては、本年度末までの納車予定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、鍮水議員。

○議員（6番 鍮水 英一君） この財産取得についてですがね、この入札結果を見ますと、非常に意図的な感じを受けます。いや、8万円の違いというところで感じておりますが、この消防タンクの予定価格の発表はしておられるのか。また、業者について、指名業者5社ということですか。

が、選定についてどのような審査を行われたのか。ちょっとその2点を先にお伺いします。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 予定価格につきましては、備品購入等、予定価格公表しておりませんので、今回についても公表の予定はございません。

また、価格についてなんですけれども、予定価格等々、価格審査いたしました。適正であると私は考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 6番、鏈水議員。

○議員（6番 鏈水 英一君） ということは、上限額、下限額、金額は検討はしてないということで、入札後の金額で選定したという結果ですかね。

それから、この倉重ポンプ、数年、10年前かな、いろいろな問題、今言う、NTTの接待問題とかいろいろありますがね、そういう内容がっております。それに関連してですね、入札停止とか、いろいろ情報は入っておると思いますが、今現状、この会社の企業の状況としては把握されておりますか。例えば昔ね、東北新社みたいなああいう接待で、総務省かな、かなり大きく手広くやっておりました業者でございます。

それから、タンク車はメーカーが指定されてるんでしょう。例えば、いろいろメーカーがあるでしょうけど。だから、そのメーカーを指定する場合には、この倉重さんかな。しか持たないと、取り扱ってないとか、そういう現状があるんじゃないかなと。例えば、独占性があるような企業かなとちょっと思います。それで、今の回答と、例えばここまで20年来ぐらい、ポンプ車を購入したとか、消防車を購入したときのデータがあれば、ちょっと作ってみてください。多分同じ業者がぱっと出てくるはずだと思いますから。いかがですかね。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 先ほどの価格の件ですけど、一応予定価格のほうは、内部では算定はしておりますけども、公表はしてないということでございます。一応きちっとこちらのほうでも算定はしております。

それから、今おっしゃった業者の関係ですけども、うちのほうもいろいろ情報収集して、県なりで指名停止とか、そういった情報が入れば、それを基に内部の選定委員会で検討しまして、指名停止とかに該当する案件とか、そういうことの検討をしているところでございます。仮にそういう部分があっても、過去ずっと遡ってまでしてたら、今度、選定する業者がいなくなってしまうので、一応そういったあれが、指名停止とかにならなくて技術力があれば、選定業者のほうに入れていくということでございます。どうしても消防車両は専門性がありますので、業者が限られてくるというのは事実だろうと思います。

○議長（中野 義信君） 6番、鍮水議員。

○議員（6番 鍮水 英一君） 課長の御答弁は立派なことでしょうけど、一応ですね、内部でも調査してみてください。今現状じゃなくてもね、数年前よりの。それで今言う、予定価格の発表というのは、この議会ではされないわけですかね。執行部だけの判断でございましょうか。それ、最後にお聞きいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 工事と設計関係の業務につきましては、入札契約適正化法に基づいて必要な分は公表しておりますけども、この物品等につきましては、価格を類推される、そういう部分もありますので、一応予定価格につきましては、公表をしてないと。非公表ということで、統一をさせていただいているところでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 関連しますけれども、予定価格は公表できないということは、これは情報公開で求めるしかないということでしょうか。

併せて、今回予定価格の大体何パーセントで落札できたのでしょうか。頂いた資料を見ますと、落札された方が2,430万円。そして、次点が2,438万円ということで、先ほど冒頭言われました2,430万円のうちの8万円の差ということからすると、何かちょっと腑に落ちないところがあります。

それから3点目は、指名停止が新聞等で公表されますが、じゃあ、指名停止期間が終われば、もう、すぐオーケーなのかどうか、以上3点、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 予定価格につきましては、先ほど答弁しましたように、今後のまた入札等の価格を類推される恐れがあるということで、現在は公表してないということでございます。議員の御意見等もありますので、ちょっと近隣等の調査も、研究をさせていただきたいと思っております。

それから、最後の質問ですね。指名停止の分ですけども、指名停止の期間が過ぎた後は、もう、通常の指名をするようにしております。これはもう、国、県も同様の取扱いとなっております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 回答をもらえなかったのは、じゃあ、その情報公開で請求すれば、それはされるということですか。

それから、次の入札に影響がありますということですけども、少なくともこの落札価格は公表されるんですよね、ホームページ等で。であれば、予定価格を公表しても、次の落札には関係ないと思いますが、議会には報告されない、情報公開でしなければ駄目だということなんですよ。

うか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今、竹永議員の御質問ですけれども、情報公開なりの請求がもし仮に出た場合は、その時点で検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） そもそも予定価格を公表すべきではないということで、今、非公表にして入札を行っておりますので、情報公開請求があっても、それを公表できるかどうかというのは、また私どもも改めて検討したいところと考えております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 住民の協働まちづくりとか、あるいは情報公開制度とか、そういうことを勘案すれば、貴重な市民の税金を使って行っていることですので、それはわざわざ情報公開しなくても、協働のまちづくりの趣旨あるいは情報公開の趣旨からすれば当然だと思います。それがどうしてもできなければ、また黒塗りということであれば、行政不服審査ということまで考えてするしかないというふうな理解でよろしいのでしょうか。非常に市民側からすれば不誠実な対応だと思いますが、いかがですか。

○議長（中野 義信君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 議員の意見は御意見として承りたいと思いますが、現時点で私どもは、その予定価格を公表することが、そういった物品購入関係の入札に関して、好ましくないというふうに捉えておりますので、そのような対応を取らせていただいておりますことを御理解いただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今回、消防車両の購入ということで、更新計画等の話がありましたが、ちょっとこのお金のほうとは別なんですけど、今回、個別計画やらで長寿命化という考え方が新たに加わっておりますけど、この消防車両やらというのは、この計画で、もう少し手入れをして10年で更新するのを、12年にするやらという考えがあるのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 消防車両の更新計画なんですけれども、計画といたしましては、現在26台消防車両がございます。それを毎年1台ずつ更新を考えておりますので、大体25年から6年で更新という計画になっております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 特殊車両やから、こういうのはレンタルやらなかつちやろうけです、まあまあ、そういったのがあれば、そういったのも検討するのがいいのかなって思いましたので、26年に1回で今、やっているということですね。はい。

それと、あと1点が、先ほどから言っている落札決定後は、大体このくらいだったんですよなのか、予定価格に対して何パーセントやったというとは、やっぱり公表はどうあれ、私たちも考えないとやろうと思います。これが99%で落札しましたというのと90%で落札しましたというとは、これは2,000万円の車両ですから、そう大きくないんですけど、何億円やらとなると、そのパーセントで何千万円やらという差が出てくるんですよ。そういったときに、やっぱりぎりぎりするよりかは、また新たな事業ができるんじゃないかやらというので、そういった検討材料にはなるんじゃないかならうかと思っておりますので、その100%公表というのは、僕もよく法律的には分かりませんが、うきは市をよくするための資料材料としては、僕はお互いに研究し合う必要があるということで、資料として提出は必要なんだろうと考えておりますが、そのところを御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの御質問、落札率を公開すれば予定価格を公開するのと同じであります。そこをまず押さえていただきたいということと。

今、議論になっているのは、予定価格の取扱いの事前公表と事後公表、ここで今、御指摘がされていると思ひます。事前公表については、国、県からの指示があつて、工事とか設計については事前公表しなさいと。物品等については、事前公表はできないと、こういうことになっています。問題は、入札が終わった後の事後公表をするかどうかですね、ちょっと私がきちつつかんでないところがありますので、皆さんもそういうところを一番御心配されていると思ひますので、しっかりそこを確認をさせていただきたいと思ひます。

それから、竹永議員のほうから情報公開がありました、仮に事後公表についても、今後の契約に類推されるというのは、いつも言われている世界なんです、そういうことで駄目であれば、これは情報公開があつても、それは開示できません、その部分は、そこはしっかり御理解をいただきたいと思ひます。

事後公表の在り方について、もう一度しっかり国、県とも調整して、勉強させていただきたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 幾つかお聞きしたいと思ひますが、今回のタンク車、老朽化ということで買換えをするということです。今までのタンク車は何年ぐらい使つておられたのか。

それと、市にタンク車が何台あるのか。

その今回のタンク車の積載、水の量ですね。それは何トンなのか。

それは放水した場合、何分もてるのか。

それと、一般の消防車と比較した場合、価格にどのくらい差が出るのか。

あと、タンク車の今までのタンクの水の放水の実績、お願いします。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 大きく4点、質問をいただいたと思っております。

まず、老朽化で何年ぐらい使用したかということでございますが、今回のタンク車は平成3年購入ですので、約30年ぐらい経過しております。先ほど申しましたように、26台ありますので、26年計画ですので、今後も二十五、六年で買い換えていくことになると思います。

続きまして、タンク車の放水、何分もつかということ。タンクの容量といたしましては、1,350リットルになっておりまして、毎分500リットルで放出した場合は、約2分40秒の初期消火ができるということになっております。

それから、タンク車と一般車両の価格の差なんですけれども、一般車両のポンプ車と比べますと、おととしに購入した車両が約1,800万円から900万円ぐらいになっておりますので、差額といたしますと、約700万円ぐらいの差になるかと思えます。

続きまして、タンク車の放水回数なんですけれども、そこについては把握はしておりませんが、火事の際の初期消火のほうに使っておりますので、火災の初期消火で活用させていただいております。

あと、タンク車を何台所有しているかなんですけれども、今回買い換えます本部分団に1台、6分団に1台、あと2分団に1台、こちらは、2分団の1台は0.9トンの水槽付ポンプ車になっておりますが、合計で3台所有しております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 伊藤議員の1回目の質問中ですが、ここで休憩をさせていただきます。それでは、10時55分より再開いたします。

午前10時39分休憩

午前10時55分再開

○議長（中野 義信君） それでは、時間になりました。再開させていただきます。

伊藤議員の1回目の質問があつておったところですが、引き続きそれをお願いいたします。

11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 1回目で5点ほど聞きましたが、タンク車ですね、普通の一般の消防車と比べて700万円違うということです。それでこれ、私も経験があるんですけど、消

防署のタンク車が老朽化って、当時10年やったち思うんです、消防署んとは。それ、どっか引き取り手がないじゃろかということで、私が現役消防の頃、話がありまして、それ、引き取ったわけですが、ほとんどタンク車の水を使うたことなかったんですね。浮羽町は消防水利というか、一般の農業用水が常時流しておりますので、割と水利関係は充実してます、防火水利は。それで、タンク車の水を使うことはあまりなかったですよ。ところが吉井町域、もう、ほとんど落水したら、用水を、もう、水を流しよらんですね。防火用水もないと。

それで、物すごい消防水利が悪いところです。これ、火事があってから防火用水がなかったという話に恐らくなるとやなかろうかち私は思ってますので、そのタンク車自体の購入には反対はしません。しかし、これ、本当初期消火だけですよね。2分何ぼぐらいで火事というのは火が消えるわけないですよ。それで、もう防火用水作らんなら、逆に全部吉井町域はタンク車にするか、それぐらいの思い切ったことをせんと、吉井の、私が心配しよる、物すごく1軒だけで済んで、密集しとるところは全部やられるということになりゃせんじゃろうかと思ってますが、その点はどんなふうにお考えでしょうか。市長にお聞きしたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 防火用水については、度々議会のほうからも一般質問をはじめ、いろいろ御指摘をいただいているところでありますので、そういうところはしっかりこのタンク車と防火用水、しっかり兼ね合いながら消防体制については、今後、体制強化については図っていきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） とにかくですね、起きてからやるじゃないとですよ。大概行政のすることは、何か起きたらやるということですよ。何も起きらんうちからやると、市民の批判が出るとかなど。そこんにきを警戒しとるのかなと私は想像してますけど。そいき、やっぱり今ですよ。何も起きらんうちにやってもらいたいと。とにかく消防水利の充実をぜひとも図っていただきたいと思えます。タンク車はやっぱり2分40秒、本当大したあれにはなりません。お願いします。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 御指摘のとおり、防火水槽の充足率が低いというのは私も承知しております。防火水槽の設置、もちろん火事が起きてからでは遅いと私も思いますので、十分そういったこと、また消防車両についても、火事が起きる前といいますか。そういったことが起きたときを想定いたしまして、今後も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。9番、上野議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 2点ほど。先ほど予定価格の公表の話がありました。市長のほうから、建築土木等の事業については、これは公表ということが国の見解として認められていると。反面、備品についてはこの公表をしないでもいいのか、してはならないのか、その辺をちょっと今後、確認をいただきたいと思っております。

私はこの議決事件として、2,000万円以上の備品購入については、動産購入については、議会の議決事件であると。やはり私たちはこれをチェックするために、その辺のこれだけ多額の税金の、消防車を購入するわけですから、だから、市長の答弁で国県を調査しますということでしたけども、これは情報公開をしてはならないと、予定価格。その後についても、入札後にしてもしてはならないという明確な根拠があるのかどうか。前向きにやりますよという自治体の判断のできるのであれば、やっぱり私たち議会としては、この入札の実態を十分承知する我々の任務があるというふうに考えておりますので、その辺を踏まえて御検討をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、これはもう、車両の更新については、いろいろ御議論をされて、また近隣なり、この消防車両の技術的な進展もどんどん変わっております。それはそれで技術力をより生かして、消防団の確保の問題というのがもう、今、全国的に議論になってます。そういうことも踏まえて、やはり機動的な消防団を目指していただきたいなという、一方でそう思います。

そこでお尋ねしたいのが、この更新が終えて、廃車した場合の車両の、これは公売にかけてるんでしょう。これをネットで見ますと、相当やっぱりマニアもいらっしゃるし、海外のほうの新興国のほうに輸出しているという例もありますので、その辺の、これを売却する場合の現状と、どの程度の収入を得て、これも公売ですからですね。価格設定されて入札によると思うんですけど、現状をちょっとお話いただけませんか。この2点。よかったら最初に市長のほうから答弁ありましたから、お願いできますか、見解を。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたように、事前公表の在り方はしっかり国、県に合わせて我々もしっかりやらせていただいているところであります。ただ、入札が終わった後の事後公表について、ちょっと私自身が非常に不勉強なところがありますので、事後公表できるものとできないものをしっかり把握して対応させていただきたいと、このように思います。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 2点目の公売についてでございます。公売につきましては、昨年度、令和2年度、正確には令和3年2月に一般競争入札のほうで公売の入札を行っております。こちらがタンク車ではなくて消防ポンプ車の公売でございます。価格としましては27万5,000円ですので、今回、タンク車ですので、それよりかは高くなるかとは思いますが、

今回も一般競争入札で売却を考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 前回、消防自動車を購入した際に、次回はトラックはトラックで入札。そして、このポンプ自動車を設置する、消防タンクを設置する業者は設置する業者で入札をすれば、2割から3割は安くなると。だから、そういう方法をしたらどうかという質問をいたしましたけれども、そのときの回答が、今後検討するというような回答でございました。その二、三割ですから、といってもやっぱり五、六百万円は安くなるから、そういう分けての入札を検討されたかどうか。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 今回、タンク車の購入ということで、消防車両の販売業者を5社指名しているわけですが、今回、タンク車ということでございますので5社、こちらで指名させていただいております。トラック等もしあれば、指名業者のほうはまたそのときに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） トラックはトラックで、もう、メーカーが消防車両としてのトラックを作っているメーカーというのは、そんなないんですよ。そのトラックを購入して、そのポンプ車を設置するわけですから、だから、そこを分けて入札をすれば、2割から3割は安くなりますよという、これは契約業者の方から知恵をいただいたことでございますので、ぜひ、自治体でそういう入札の方法をしているところがあると思いますから、その辺をしっかりと調べて、どうしたら安くなるか、それを考えていただきたいと思います。だから、今後しっかりと検討していただきたいと思います。その検討はされるかどうか。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） すみません、ちょっと意味を取り違えておりました。トラックを買って、その後、ポンプをつけたほうがということでございます。今回、タンク車でございますので、別件であろうかと思っておりますけれども、もしそういったことが可能な場合は、ぜひ検討させていただきたいと思っております。私も勉強不足でございますが、勉強してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第35号

○議長（中野 義信君） 日程第12、議案第35号うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井です。よろしくお願いいたします。

議案書4ページをお願いいたします。議案第35号うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

5ページをお願いいたします。

うきは市手数料条例の一部を改正する条例。

うきは市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表、個人番号カード再交付の項を削る。

附則、この条例は令和3年9月1日から施行する。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。右側の現行の欄の下から2行目になりますけれども、個人番号カード再交付1枚1人につき800円を削るものでございます。5月19日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が公布をされ、地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードの発行者であること。また、個人番号カードの発行に関する手数料について、地方公共団体情報システム機構が手数料を徴収することができること及び手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができることが法律上、明記さ

れました。これによりまして、再交付手数料の徴収主体が、市から地方公共団体情報システム機構に変わりますので、手数料条例の個人番号カードの交付の項を削るものです。

なお、地方公共団体情報システム機構から市に徴収事務が委託をされる見込みでございますので、市が再交付申請者から手数料を受領する事務には変更がない予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 本件について、異論はありません。

ただ、これを課長のほうから、新たな行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、ネットで調べましたけど、まだ改正前のやつしか出てきません。ですから、これはもう、課長のほうから資料を提供いただいておりますが。

お尋ねしたいのは、いわゆる機構のほうに事務を、この権限は移ると。しかしながら、この事務の窓口は現行どおりということですよ。お尋ねしたいのは、これを委託するということになると、この事務に係る委託料辺りが発生しないのかどうか。ただ働きのなか、その辺を確認させてください。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 御質問でございますが、事務の委託料が発生するかということなんですが、現行では法務省であったりとか、そういったところからの具体的な通知は入ってございませんけれども、基本的には、徴収の委託料に関しては、私の考えですけれども、手数料等は発生しないだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） いや、もう金額的なものは大したあれじゃないと思うんですよ。ただ、課長は、もう今後これに対しての手数料等が入る、委託料とか入ることはないだろうという、だろーの見解ですけどね。この辺はきちっとしていかないと、いろいろあるんじゃないですかね。いろんな事業に対して、こういう法律によって委託している外郭団体からの法律によって委託するのもこれだけなのかどうか分かりませんがね。そこんには、きちっとしとかないかんと思うんですけども、委託ですから委託契約をしますよね。当然、そこの費用はどうするのかという話は、交渉の中心になってくると思うんですけど、それもない。委託契約は当然文面でせにゃいかんだろうと思うんですけどね。いま一度、お尋ねをいたします。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 説明不足でございましたけれども、今現在、電子証明書という

のがマイナンバーカードの中に入っております。その手数料につきましては、機構のほうで徴収するというので、実はその手数料の徴収事務を私ども市のほうが行っております。その今、現行で行っておるその部分につきましては、委託料というのが発生しておりませんので、多分同じような取扱いになるかという判断でございます。

それと、この契約につきましては、全国全ての自治体がこの情報センターのほうに加入しておりますので、まあ、そういった意味合いからですね、という判断でございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 簡単な質問です。

委託料、料金は市民のほうは負担するということですよ、従来どおり。金額は800円のままですか。確認です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 再交付手数料の800円につきましては、まだ具体的にその通知等がございませぬので申し上げられませんが、変更はないものと私としては考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） まだ決まってないということですね。そういう理解でよろしいですか。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 法律のほうでは、機構のほうで定めるということになってございまして、それを監督するのが総務省でございますので、その辺りで調整をされると理解しております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は可決することに決しました。

日程第13. 請願・陳情の委員会付託

○議長（中野 義信君） 日程第13、請願・陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりです。会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

○議長（中野 義信君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。本日はこれで散会します。

連絡します。6月12日から6月13日までは休会とし、6月14日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時22分散会
